

産業財産権情報利用推進委員会

報 告

平成15年3月

はじめに

特許法等において公開制度が設けられている趣旨は、独占権を付与する代償として新たな技術を公開することにより、重複する研究開発の防止や、既存技術を活用した研究開発の推進などを促進することにある。

したがって、産業財産権情報の一般公衆による利用の推進は産業財産権制度の本質に関わる問題であり、このため、特許庁においては、各種の公報を発行するとともに、一般公衆による産業財産権情報利用のための環境整備を進めているところである。

近年におけるIT技術の発達及びインターネットが、利用者の急増により、国民が一般的に利用し得る情報インフラとしての地位を確立していること、インターネット上で大量のテキスト情報を検索するサービスが一般的に利用し得る状況となっていることを踏まえ、現在、産業財産権情報の一般公衆による利用推進の方策を再検討することが必要となっている。

特許庁においても、平成5年以降のCD-ROMによる公報発行に加え、平成10年以降は、民間特許情報提供事業者等に対して特許庁が保有する原データをマージナルコストで提供することにより、民間事業者により国民の多様なニーズに応えた付加価値の高い特許情報サービスが提供される環境の整備に努めてきた。あわせて、平成11年からは、「特許電子図書館」として、これらのデータに検索機能等を付加し、インターネット等を通じて広く一般公衆に無料で提供している。

その後、昨年3月から開催された知的財産戦略会議において、複数の委員から「特許電子図書館のアクセスの改善を図るべきである」との指摘がなされたことを契機に産業財産権情報の利用に関する議論が開始され、7月にとりまとめられた「知的財産戦略大綱」においては、関係する事業者の意見も踏まえた上で、民間特許情報提供事業者と特許電子図書館の基本的な役割分担を念頭に、「特許情報調査に関する国民の多種多様なニーズに応えるとともに、高付加価値なサービスが提供できるよう、2002年度以降、特許庁は、民間特許情報提供事業者に対し、特許庁の保有するデータについて、順次、より利用しやすい形で提供する。また、特許庁は、特許電子図書館について、その機器の更新にあわせて、一般公衆の標準的な利用を基本として、アクセスの改善を図る。」旨が盛り込まれた。

今後、産業財産権情報の利用推進をより一層効率的に進めるためには、この知的財産戦略大綱で示された基本的な考え方を踏まえ、情報提供の主体や提供される情報の内容などについての国と民間とのベストミックスを検討することが必要であると考えられる。こうした観点から、特許庁長官の私的懇談会として、産業財産権情報利用推進委員会を設置し、検討を進めることとした。

産業財産権情報利用推進委員会メンバー

委員長

大山 永昭 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授

委員

生駒 勇美 日本知的財産協会知的財産情報システム委員会委員長

高野 誠司 N R I サイバーパテント株式会社取締役社長

武田 貞生 財団法人データベース振興センター専務理事

坪田 秀治 日本商工会議所理事・産業政策部長

仲田 正利 日本パテントデータサービス株式会社代表取締役

永岡 文庸 日本経済新聞論説委員

長塚 隆 株式会社ジー・サーチ コンテンツビジネス本部主席部長

村田 実 日本弁理士会副会長

渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター教授

和田 裕 株式会社パトリス社長

(五十音順、敬称略)

目次

はじめに

産業財産権情報利用推進委員会メンバー

<u>産業財産権情報普及の現状</u>	1
1. 特許庁における産業財産権情報の利用推進に係る施策の現状について	1
(1) 産業財産権情報サービスの沿革	1
(2) 特許庁による産業財産権情報の利用推進策	2
(3) 特許電子図書館の利用者及び利用状況の実態について	2
2. 民間事業者における情報提供サービスについて	3
(1) 日本の知財情報提供サービス業の概要	3
(2) 今後の課題	3
<u>産業財産権情報の利用推進に係る今後の方向性について</u>	4
1. 国と民間とのベストミックスについて	4
(1) 産業財産権情報の利用推進の必要性	4
(2) 国の担うべき役割	4
(3) 民間の担うべき役割	5
2. 知財戦略大綱に沿った特許電子図書館による情報普及の実現	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 利用主体	6
(3) 提供される情報の内容・検索機能など	6
(4) 大量アクセスへの対応	7
(5) アクセスの改善について	7
(6) 検索アドバイザーによる普及のあり方	8

3. 今後のアクションプラン	8
(1) 特許電子図書館の目的のホームページでの明示	8
(2) 大量アクセス・ロボットアクセスへの対応	8
(3) 特許電子図書館の機器の更新	8
(4) マージナルコストでのデータ提供	9
(5) 検索アドバイザー事業	9

おわりに

・産業財産権情報普及の現状

1. 特許庁における産業財産権情報の利用推進に係る施策の現状について

(1) 産業財産権情報サービスの沿革

特許法等において公開制度が設けられている趣旨は、独占権を付与する代償として新たな技術を公開することにより、重複する研究開発の防止や、既存技術を活用した研究開発の推進などを促進することにある。

したがって、一般公衆による産業財産権情報の利用の推進は、産業財産権制度の本質に関わる問題であることから、特許庁は産業財産権情報の普及に努めてきている。

特許庁においては、かつては、産業財産権情報を公報として紙の形態で発行するとともに、それらを工業所有権総合情報館などにおいて閲覧に供することで、その普及を図ってきた。

1971年には、産業界の要請により、公開制度導入に伴う膨大な特許情報をコンピューターの利用により迅速に検索可能とする機関として財団法人日本特許情報センター（Japatic）（現（財）日本特許情報機構（Japio））が設立され、特許庁において1964年から開始された出願事務の機械化の成果物である電子データの提供を受けて、1978年に日本で最初の特許情報オンライン検索システム“PATOLIS”を開発し、サービスを開始した。（なお、2001年4月、PATOLISを核としたJapioの民間向けサービス部門は、株式会社パトリスに事業譲渡された。）

特許庁においては、一層の事務の機械化を推進すべく、1984年にはペーパーレス計画をスタートさせ、1990年12月には、世界で初めての特許・実用新案のオンライン出願の受付を開始した。その結果、1993年には、オンライン出願の成果物であるコードデータを活用し、CD-ROM公報の発行を開始した。

その後、産業財産権の重要性が増してきたことを背景に、産業財産権情報へのより一層の広範かつ容易なアクセスのニーズが高まり、IT・インターネット技術の急速な技術進歩、海外特許庁でのインターネットによる産業財産権情報提供サービス開始などともあいまって、特許庁ホームページにおける情報提供が求められることとなった。こうした状況を踏まえ、1997年6月の第19回工業所有権審議会情報部会において、「従来、工業所有権情報へのアクセスが困難であった地域の中小企業、大学、研究機関等も容易に工業所有権情報の利用が可能となり、研究開発・技術開発の一層の促進に資することが期待される。」として、インターネットを通じた産業財産権情報の積極的な提供、及び「近年のオープンネットワークの普及等に見られるような情報処理・通信技術の急速な進歩、社内ネットワークの整備等により、企業等における情報の利用環境は飛躍的に向上している。今後、我が国の研究開発・技術開発を一層促進するためには、このような状況を踏まえ、工業所有権情報を積極的に利用できる条件を整備することが重要である。」として、産業財産権情報のマージナルコストでの提供等が答申に盛り込まれた。

これを受けて、特許庁においては、1998年4月から公開特許公報のフロントページと公開特許英文抄録（PAJ）等の特許庁ホームページからの提供を開始するとともに、1999年3月から特許電子図書館（IPDL）のサービスを開始した。

また、産業財産権情報の提供に関して、特許庁は、1998年4月以降発行されるCD-ROM公報について著作権料の徴収を廃止するとともに、1999年3月からは産業財産権情報の書誌情報、経過情報、分類情報等を、SGML等の利用しやすい形式にし、マージナルコストで提供を開始した。その後も、特許庁は、マージナルコストで提供するデータのコンテンツは拡大してきている。さらに、データ形式に関しては、ユーザーが利用しやすいXMLとすることとしている。

（2）特許庁による産業財産権情報の利用推進策

現在、特許庁においては、1997年6月の第19回工業所有権審議会情報部会での答申を踏まえて、主として以下の産業財産権情報の利用推進策を講じている。

特許電子図書館

マージナルコストによる整理標準化情報等の提供
海外特許庁との審査協力のための情報提供

（3）特許電子図書館の利用者及び利用状況の実態について

現在、特許電子図書館では月間400万件を超える検索が行われている。サービスメニュー毎の内訳で見ると、公報DBや公報テキスト検索に対するニーズが特に高く、その他、初心者検索、公開特許公報フロントページ検索、商標出願登録情報、称呼検索、経過情報検索（番号検索）などのメニューがよく利用されている。

2002年8月から2003年2月における利用者層についての調査によると、主要なサービスに関する特許電子図書館の利用者のうち、大企業（資本金100億円以上）の保有するIPアドレスからのアクセスについては約23%であり、これに、資本金3億円以上の中堅企業の保有するIPアドレスからのアクセスを加えた場合でも、全体に占める割合は約33%にとどまっている。一方、実際の利用者が判明しにくいプロバイダ経由でのアクセスが全体の約45%を占めているため、IPアドレスによって実際の利用者層について把握することには限界があるものと考えられる。また、平成11年4月から平成14年12月におけるヘルプデスクへの問い合わせを行った者をみた場合、大学、個人あるいは企業研究者等からの問い合わせが大きな割合を占めている。これは、ある程度利用者層の構成を反映しているものと推測されるところであり、特許電子図書館が一般公衆による基本的な情報の検索手段として利用されていることを推測させるデータであるが、今後の更なる調査・分析が必要である。

これらの利用者からの特許電子図書館への要望を平成11年から平成14年（11月まで）にアンケート調査したところ、レスポンスの向上に関するものが

かなりの割合を占めている。その他、サービス・機能の増加を求めるもの、ページめくり機能の改善、公報の画質の改善についての要望が比較的多い状況にある。

2. 民間事業者における情報提供サービスについて

民間事業者による知的財産情報提供サービスについては、概ね以下のような現状にあると考えられる。

(1) 日本の知財情報提供サービス業の概要

日本の知財情報提供サービス業は、以下のような特徴がある。

2001年度売上高累計は約536億円

1997 - 2001年度の4年間で売上高は約25%増加

(比較可能な46社分)

売上の増大しているサービスは翻訳、調査、その他

売上の減少しているサービスは複写、出版

CD-ROM公報発行により新規サービス登場

マージナルコストによりサービス内容の拡充・低価格化

IPDLの登場や社内DBの充実により売上が減少

(出典)「知財提供サービス業界の現状および今後に関する調査」

(2) 今後の課題

我が国の民間産業財産権情報提供サービスの発展を図るためには、各事業者において、以下のような課題への対応を検討するとともに、特許庁においても、必要な環境整備を行うことが重要であると考えられる。

企業のインハウスデータベース整備に伴うデータベースの構築・保守需要への対応や、今後の維持コストの増大が予想されるインハウスデータベースに代替するサービスの提供

高付加価値な情報の提供によるサービスの差別化と、新たな利用者層の開拓

海外出願および海外調査ニーズの高まりへの対応

．産業財産権情報の利用推進に係る今後の方向性について

1．国と民間とのベストミックスについて

(1) 産業財産権情報の利用推進の必要性

我が国の産業競争力の回復を図るためには、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現する「知的財産立国」の実現は急務であり、そのための集中的かつ計画的な取組が求められている。産業財産権情報の利用の推進は、知的財産立国の実現に向けての重要な要素であり、国と民間とが互いに協力しあってその実現に努めるべきであり、その趣旨は知的財産戦略大綱、知的財産基本法において明らかにされている。

このため、国と民間は各々が担うべき役割を明確にした上で、両者がそれぞれの役割を果たすことによるベストミックスでユーザーのニーズに応えていく必要がある。しかしながら、国と民間との役割分担は時代により変化すべきものであり、ある時点における役割分担を固定的にとらえるべきではないことは言うまでもない。

例えば、平成12年に閣議決定された行政改革大綱においては、今後の行政改革の重要課題として、

新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進

行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革

電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等

を推進することとしている。これらの改革は、「民にできることは民に」との理念のもと、簡素かつ効率的な行政を実現する観点から、国が実施することが明確に求められているもの以外の分野においては、できる限り民間能力を活用し、市場機能を発揮するというものである。

産業財産権情報の利用推進に当たって、国と民間がそれぞれ担うべき役割を明らかにするに際しては、こうした政府としての基本方針を踏まえつつ、行うべきである。

(2) 国の担うべき役割

特許法等において公開制度が設けられている趣旨は、独占権を付与する代償として新たな技術を公開することにより、重複する研究開発の防止や、既存技術を活用した研究開発の推進などを促進することである。したがって、産業財産権情報を広く一般公衆に提供することは、産業財産権制度を実施している特許庁として果たすべき義務である。

その提供の手段については、時代の変遷により見直されるべきであり、近年におけるIT技術の発達及びインターネットが利用者の急増により、国民が一般的に利用し得る情報インフラとしての地位を確立していること、インターネット上で大量のテキスト情報を検索するサービスが一般的に利用し得る状況となっていることを踏まえなければならない。

また、平成13年3月に策定されたe-Japan重点計画においても、官報等で公表が義務づけられている情報等に関しては、ホームページ上で容易にかつ電子的に入手可能とすることが目標として定められている。

こうした観点から、国は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対して提供することが求められているものと考えられる。その際、国は、中小企業、ベンチャー、大学、個人など、コスト負担等の点から産業財産権情報にアクセスが困難な者や、さらには遠隔地に在住し閲覧施設の利用が困難な者が、容易に産業財産権情報を利用できるよう、特に配慮する必要がある。

また、国は、民間事業者による高付加価値データ提供のための環境を整備するため、保有する正確で基本的な一次情報を整理・標準化し、マージナルコストにて提供することが求められている。さらに、その際にはXML等の利用しやすい形式でデータの提供を行うことが望ましい。

(3) 民間の担うべき役割

前述のように、行政改革の基本的な方針は、簡素かつ効率的な行政を実現する観点から、国が実施することが明確に求められているもの以外の分野においては、できる限り民間能力を活用し、市場機能を発揮するというものであり、産業財産権情報の利用推進の方策を検討するに当たっても、こうした視点が重要である。

産業財産権情報の利用についてみた場合、企業等における研究開発・技術開発の促進、知財管理の充実、出願・審査請求の適正化等のためには、産業財産権の基本的な情報のみの利用では必ずしも十分でなく、基本的な情報を基に加工したデータが必要となる。民間事業者は、このような国民の産業財産権情報に対する多種多様なニーズに応えるべく、国が提供する正確で基本的な一次情報に高い付加価値をつけ、ユーザーに提供することが適当である。すなわち、民間事業者は、国が実施することとされている基本的な一次情報や基本的な検索サービスでは提供されない、高度な検索や、動向分析等の高い付加価値のついた情報をユーザーに提供して行く役割を担っているといえる。

2. 知財戦略大綱に沿った特許電子図書館による情報普及の実現

(1) 基本的考え方

知的財産戦略大綱においては、特許電子図書館について、「その機器の更新にあわせて、一般公衆の標準的な利用を基本として、アクセスの改善を図る。」旨を記述している。

これは、上記の国と民間の役割分担を踏まえ、
利用者制限することなく広く一般公衆を対象に、
公報等で提供されている公表情報を中心に、
知的財産の専門家ではない一般公衆が通常利用することが想定される検索等のサービスを、
インターネットでの標準的なアクセスを確保しつつ、
実施するとの基本的な考え方をあらわしたものである。

(2) 利用主体

産業財産権制度の趣旨を踏まえれば、国は様々な手法を活用しつつ基本情報を広く一般公衆に提供する役割を担うべきであり、また、特許法上要求されている出願時の先行技術文献開示義務を実施することができる環境を整備することも必要である。さらに、e-Japan 重点計画などにおいては公表情報をホームページ上で提供することが求められていることを踏まえれば、「一般公衆の標準的な利用を基本とする」とは、提供される情報の内容・検索機能などを知的財産の専門家向けではないサービスにとどめつつ、これを一般公衆に対して広く提供することを I P D L 運営の基本方針とすることであると考えられる。

また、一般公衆の標準的な利用を妨げる可能性がある大量アクセス、ロボットアクセスについては制限するべきである。

I P D L の利用者においてもこのようなサービスの趣旨が理解されていることが望ましいことから、I P D L のホームページにおいて、諸外国の事例なども参考にしながら、その目的をより明確に記述するとともに、大量アクセス等を制限している旨を明確にすべきである。

(3) 提供される情報の内容・検索機能など

提供する情報の内容や検索機能について、特許庁は公報掲載データなどの基本的な一次情報を提供し、民間事業者はこれに付加価値をつけた情報を提供することが、役割分担の基本となる。

この基本的な考え方の下で現在の I P D L のサービスをみた場合、その全てが基本的な一次情報の提供に当たるかについては、さらに精査する必要があり、今後詳細に検討した上で、例えば、知的財産の専門家以外の利用が想定できないような情報や検索機能については見直しを行う必要があるものと考えられる。あわせて、予算の効率的な使用を図り、基本的なサービスを充実する観点から、利用頻度の少ないサービスについても見直しを行うべきである。

ただし、特許庁が、民間事業者がサービスを行い得る環境を整備してもなお、民間事業者によって安定的で網羅的なサービスが行われているとはいえない分野については、上記の役割分担を超えて、利用頻度や想定される利用者層にかかわらず、特許庁が情報提供を行う必要があるとも考えられる。

また、IPDLで提供されている一部の情報については、民間事業者へのマージナルコスト提供がなされていない、又は提供の時期が遅いとの指摘がなされており、これについては、直ちに改善する必要がある。

なお、海外向けの情報提供については、我が国出願人の海外における権利保護強化と国際的な貢献等の観点から、海外ユーザーに日本の産業財産権情報を適切に理解させることを目的として、公報掲載等のデータなどの基本的な情報を英語で検索し、利用し得る水準のサービスを実施すべきである。

(4) 大量アクセスへの対応

IPアドレス毎のアクセス状況を調査した結果、特定のIPアドレスからの恒常的な大量アクセスが発生しており、そのアクセス回数は、同業種・同規模の企業と比較して極めて高い水準にある。

こうした特定利用者からの大量アクセス（ロボットアクセスを含む）は、公共的資源の公平な利用の点から、さらに他者のアクセス性を確保するという点からも制限を行う必要がある。米国特許庁の提供するIPDLにおいても同様の措置が講じられており、我が国において同様の措置を導入することは一般ユーザーの理解を得られるものと考えられる。なお、上限となるアクセス数については、米国とのサービスメニューや利用実態の相違等を勘案して決定するとともに、プロバイダ経由のアクセスについても対応し得るよう、適切な技術的対応を行うことが必要である。

こうした手法によっても、大量アクセスやロボットアクセスといった不適切な利用を防止することができない場合には、ID付与・パスワード管理やセッション管理による抑止の可能性について、検討する必要があると考えられる。

(5) アクセスの改善について

アクセス（接続の確保、結果表示のスピード等）の改善は、利用者の最も高いニーズであることから、知的財産戦略大綱においても、「機器の更新にあわせてその改善を図る」こととしている。

一部の機器を更新した現時点においても、混雑時には検索結果の表示に長時間を要する可能性があることを踏まえ、今後、インターネット上で提供されている検索データベースの検索時間・表示時間などについて、海外特許庁のIPDL、官公庁のホームページ、利用者の多いホームページなどの水準を参考としつつ、一般のユーザーがストレスを感じない水準が維持されるよう、アクセスの改善を図るべきである。

その際、特定の利用者が極端にアクセスを増加させた結果として一般利用者のアクセスを阻害することがないように、アクセスが多い特定の利用者からのアクセス回数を制限する。

なお、これらの対応によっても十分なアクセスの改善が図られない場合においては、アクセスの改善を図るための手法として、ID付与・パスワード管理やセッション管理が有効であるかについて、引き続き検討する必要があると考えられる。

(6) 検索アドバイザーによる普及のあり方

IPDLの普及については、独立行政法人工業所有権総合情報館が特許電子図書館情報検索指導アドバイザー(検索アドバイザー)派遣事業を実施しているが、今後はIPDLの普及状況を踏まえつつ、主に大学、中小企業等を対象に、知的財産の取得・管理を指導する制度への転換を検討すべきである。

また、その指導事業の一環として、利用者のニーズに合わせた民間情報提供サービスの活用についても、積極的に紹介するべきである。

現在、独立行政法人工業所有権総合情報館において検索アドバイザー派遣事業を含む特許流通促進事業の今後のあり方が検討されているが、その検討過程において、これらの視点が考慮されることが期待される。

3. 今後のアクションプラン

(1) 特許電子図書館の目的のホームページでの明示

特許庁は、IPDLの目的等に関する規定の明確な表示については2003年5月中を目途に実施すべきである。

(2) 大量アクセス・ロボットアクセスへの対応

特定の利用者が極端にアクセス数を増加させた場合には、結果として一般利用者のアクセスを阻害するおそれがあることから、大量アクセスやロボットアクセスを制限するものとする。その際、2003年5月中に帯域制限によるロボットアクセスの制限を開始し、また、米国の事例を参考としつつ、特定のIPアドレス等からのアクセス回数を制限する等の手法を検討し、2003年7月を目途に実施可能な措置を講じるものとする。そして、更新後のシステムにおいてもそうした機能を導入した上で、その実効性を担保すべきである。

(3) 特許電子図書館の機器の更新

IPDL開始時に購入したサーバーの減価償却時期が2003年度中に来ることから、費用削減等を主目的としたサーバーのリプレースを実施することとなっているが、これにあわせて、アクセス(接続の確保、結果表示のスピード等)の改善を図ることとすべきである。その際、インターネット上で提供されているデータベースの検索時間・表示時間などについて、一般のユーザーがストレスを感じない水準を、海外特許庁のIPDL、官公庁のホームページなどを参考に決定し、その水準を維持することが可能なシステム構成とすべきである。

(4) マージナルコストでのデータ提供

マージナルコストでのデータ提供に関し、庁が保有する基本的な一次情報で第三者提供に問題がないデータは、できる限り速やかに、網羅的かつ正確な形で提供されるよう対策を講ずるべきである。現在提供が中断または行われていないデータのうち、米国特許明細書と文抄録等のデータは2003年4月中にその提供を開始する。その他のデータに関しても、2003年度中に、その提供可能性を調査し、可能な限り提供のための準備を実施すべきである。

(5) 検索アドバイザー事業

検索アドバイザー事業については、当面、制度が適切に運用されるよう工業所有権総合情報館に対して要請するとともに、同館における事業の再検討において、本委員会の視点が適切に考慮されるよう、特許庁より要請すべきである。

		2003年			2004年		
		4	7	10	1	4	7
特許電子図書館の機器更新等	機器更新とアクセス改善	▲ サーバーリフレッシュ準備作業開始	(リフレッシュ準備) * アクセス改善の水準検討		▲ 一部完了(新サーバーを逐次リフレッシュ) ▲ アクセス改善	▲ リフレッシュ完了	(実効性検証)
	ロボットアクセスの防止	▲ 帯域制限(現行サーバー)				▲ 新サーバーでの対応	(実効性検証)
	大量アクセスの制限		▲ IPアドレス等による制限(現行サーバー) * 新サーバーでの制限手法検討と準備			▲ 新サーバーでの対応	(実効性検証)
その他の措置	IPDLの目的等の表示	▲ 表示開始					
	マージナルコストデータ提供	▲ 米国特許明細書と文抄録等の未販売データの提供開始					
		▲ 未リリースデータの提供可能性調査開始	▲ 2004年度予算要求			▲ 提供準備開始	

表1: アクションプラン(線表)

おわりに

本報告書では、「国と民間とのベストミックス」及び「知的財産戦略大綱に沿った特許電子図書館による情報普及の実現」という2つの側面から、産業財産権情報の利用推進に係る今後の方向性についての委員会での提言をまとめた。

今後、この提言の趣旨を踏まえて、産業財産権情報の利用推進策が着実に実施されることを強く期待する。

なお、特許庁においては、この提言に基づく措置の実施状況を継続的に調査・把握し、さらなる措置の検討が必要となった場合には、本委員会をあらためて開催し、必要な措置を検討することとすべきである。